

感染防止対策に関する取組事項

1. 感染防止対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、良質・適切な医療提供の基盤となるものである。

当院は、感染防止対策を病院全体で取り組み、医療施設内における全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努める。

2. 委員会の組織に関する基本事項

1. 当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討する。
2. 感染防止対策に関する実働的組織として感染防止対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策に関する一般的事項を執行させる。
3. 感染防止対策委員会および感染防止対策チーム（ICT）の運営に関しては別途規定を設ける。

3. 職員に対する研修に関する基本事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、研修会の開催を実施する。

1. 新入職者を対象とした研修会の開催
2. 全職種を対象とした研修会の開催

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本事項

微生物検査結果から微生物の検出状況を把握し、毎月開催される感染防止対策委員会に報告する。感染防止対策委員会では、必要に応じ感染対策の周知や指導を行う。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染の発生、または疑われる場合は、感染防止対策チーム（ICT）が感染の拡大に速やかに対応する。

また、ICTでは定期的な感染レポート作成と周知、院内巡回を行い、感染の拡大や予防に努める。

届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて行政機関に報告をする。

通常時から協力関係にある地域の医療機関や札幌市保健所と速やかに連携し対応する。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は、院内に掲示し、患者等への閲覧に供する。

7. 院内感染防止対策推進のために必要な基本方針

感染防止対策の推進のため、ガイドラインを参考に当院の実状にあった感染防止対策マニュアルを整備し、職員への周知徹底を図る。

地域や全国のサーベイランスに積極的に参加し、感染防止対策を推進する。

8. 他の医療機関との連携体制と抗菌薬の適正使用に係る方策

加算算定を行っている連携医療機関との定期的なカンファレンスを実施し、情報交換、助言等を受ける。

また、抗菌薬については、連携している加算算定医療機関より助言を受け、抗MRSA薬、広域抗菌薬等の適正使用に努める。